

企画提案書作成要領

広島県水道広域連合企業団が実施する「広島県水道広域連合企業団の水道マッピングシステム統一整備業務」（以下、本業務という。）に関し、プロポーザル参加者が企画提案書を作成するために必要な事項は次のとおりとする。

なお、本業務の趣旨に沿って提案すること。

1 提案時の提出書類

提出書類はPDF データを作成すること。

- (1) 企画提案書（正本 1 部、副本 1 部）
- (2) 別紙 2「機能要件定義書」（1 部）
- (2) 見積書（任意様式、1 部）

2 作成要領

(1) 一般事項

ア 用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

イ 企画提案書について使用する文字サイズは 10pt 以上とし、1 ページ 1800 字以内を目安とする。

ウ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

エ 企画提案書は表紙（任意様式）、目次（任意様式）、提案書 1～22（任意様式）で構成され、ファイル 1 冊に収めること。

オ 提案書（任意様式）は記載事項が指定ページ数に収まらない場合、別紙片面 2 枚までの添付を認める。

ソフトウェアの機能や操作イメージを示すスクリーンショットのみ記載したものもページ数に含む。なお、記載は簡潔明瞭であることが望ましく、単に記載量が多いことは評価しない。

カ 記載の有無を問わず、提案書の全てを提出すること。提案書に不足がある場合、不足した項目の評価を実施しない。

キ 提案は 1 者につき 1 提案とする。企画提案書の再提出は、企画提案書提出期限内に限り認める。なお、部分的な差し換えは認めない。

ク いずれの提案についても実現可能な提案であること。

ケ 企画提案書の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

(2) 企画提案書

ア 正本 1 部は、社名及び連絡先を記入し、散逸しないように編てつすること。

イ 企画提案書の副本には、審査の公正を期するため、社名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示をしないこと。会社名を記載する場合は、「当社」又は「弊社」と記載すること。

ウ 企画提案書の副本には、表紙右肩に参加資格確認結果通知の際にあわせて通知する提案者記号（アルファベット）を記入すること。

エ 企画提案書の作成に当たっては、広島県水道広域連合企業団の水道マッピングシステム統一整備業務仕様書及び企画提案書評価基準を参照の上、評価基準に係る「評価項目」及「評価の基準」に沿って記載すること。

(3) 提案書

各評価項目の提案書のページ数の上限は次のとおり。

・基本事項

基本的な考え方	提案書 1	1 ページ
実績	提案書 2	1 ページ
スケジュール	提案書 3	1 ページ

・業務要件

計画準備	提案書 4	2 ページ
データ取込	提案書 5	1 ページ
背景地図構築	提案書 6	1 ページ
導送配水施設構築	提案書 7	1 ページ
給水装置構築	提案書 8	1 ページ
管網解析構築	提案書 9	1 ページ
他システムとのデータ連携	提案書 10	1 ページ

・システム利用環境要件

システム利用環境要件	提案書 11	2 ページ
------------	--------	-------

・機能要件

共通	提案書 12	2 ページ
出力・取込	提案書 13	2 ページ
抽出・集計	提案書 14	2 ページ
作図編集	提案書 15	2 ページ
シミュレーション・解析	提案書 16	2 ページ
その他機能	提案書 17	2 ページ

・非機能要件

非機能要件	提案書 18	1 ページ
-------	--------	-------

・セキュリティ要件

セキュリティ要件	提案書 19	1 ページ
----------	--------	-------

・運用保守要件

システム運用保守	提案書 20	1 ページ
データ更新	提案書 21	2 ページ

・自由提案項目

自由提案	提案書 22	2 ページ
------	--------	-------

(4) 別紙 2「機能要件定義書」

ア 別紙 2「機能要件定義書」に各機能要件への対応可否等を記載すること。

イ その他、提案する機能があれば、記載すること。

(5) 見積書（任意様式）

ア 本業務と運用保守業務について見積書を作成すること。

イ 本業務の年度別の金額を明らかにして記載すること。

ウ 運用保守業務については、全事務所のシステム運用が開始された後の 1 年あたりの総額を明らかにして記載すること。

- エ 本業務の見積金額が提案上限額を超えないこと。
- オ 広島県水道広域連合企業団 企業長宛とし、金額は消費税及び地方消費税を含めた金額とするとともに、消費税及び地方消費税額を明示すること。
- カ その他必要な見積条件を明示すること。